

年金記録確認第三者委員会報告書

—信頼回復へ向けたこれまでの活動と今後の課題—

平成 23 年 6 月

総 務 省

年金記録確認中央第三者委員会

目 次

I	はじめに	1
II	第三者委員会の活動状況の概要	2
1	活動の概況	2
(1)	活動の経過等	2
(2)	体制の整備	3
2	事案処理	3
(1)	受付の状況	3
①	受付件数	3
②	受付事案の傾向	4
③	再申立件数の増加	5
(2)	処理の状況	5
①	公正かつ丁寧な事案処理	5
②	処理の促進	6
③	処理件数及びその推移等	7
III	これまでの調査審議の実績を踏まえた年金記録確認に係る今後の課題	9
1	調査審議からみた年金記録確認に係る課題	9
(1)	年金記録確認に関する制度・取組と問題点	9
①	第三者委員会の記録確認作業	9
②	日本年金機構の取組	11
(2)	申立事案からみた年金記録確認に係る課題	14
2	新たな年金記録確認体制の構築	15
(1)	第三者委員会の役割の達成と新たな対応の必要性	16
(2)	新たな年金記録確認体制の構築	16
資 料		18

I はじめに

年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）が平成 19 年 6 月に総務省に設置され、本省に年金記録確認中央第三者委員会（以下「中央委員会」という。）が、各管区行政評価局及び各行政評価事務所等（全国 50 か所）に年金記録確認地方第三者委員会（以下「地方委員会」という。）が置かれてから約 4 年が経過した。

中央委員会では、当初に任命された委員の任期末を迎えた平成 21 年 6 月、それまでの 2 年間の第三者委員会における調査審議を総括するとともに、それ以降の課題も記載した報告書を取りまとめたところである。第三者委員会としては、その後も精力的に調査審議を積み重ね、これまで累計で 20 万件を超える申立てについて処理を進めてきた。また、この間に、前回の報告書において提起した課題のうち、第三者委員会が自ら取り組むべきものについては対応したところである¹。

このような状況において、2 回目の委員の任期末を迎えるに当たり、改めてこれまでの 4 年間の調査審議の実績を踏まえた年金記録確認に係る今後の課題についても、改めて整理した。

¹ 前回報告書で述べた今後の課題の具体的な内容及びその後の取組については、資料 I - 3 参照。

II 第三者委員会の活動状況の概要

1 活動の概況

(1) 活動の経過等

年金記録問題が国民生活に直結する切実かつ深刻な問題と認識されるに至り、平成 19 年 6 月 22 日、総務省に、臨時の機関として、第三者委員会（中央委員会及び全国 50 の地方委員会）が緊急に設置された。第三者委員会は、年金記録に係る申立てに関し、国民の立場に立って公正な判断を行ってあつせん案等を作成し、これを踏まえ、総務大臣から社会保険庁長官（当時。22 年 1 月の日本年金機構発足後は、厚生労働大臣）に対し、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号²に基づくあつせんを行い、社会保険庁長官（厚生労働大臣）は、閣議決定（平成 19 年 6 月 19 日「経済財政改革の基本方針 2007」）に基づき、これを尊重して記録の訂正を行うものである。

中央委員会では、年金記録問題の緊急性にかんがみ、速やかに実質的な審議に入れるよう、設置後約 2 週間間に、具体的な事案の分析を基に集中的な調査審議を行い、第三者委員会の活動の基本的な考え方、運営の考え方及び手続き、判断の基準、事案類型別の肯定的な関連資料及び周辺事情の例などを内容とする「年金記録に係る申立てに対するあつせんに当たっての基本方針」（以下「基本方針」という。）案を取りまとめ、総務大臣に報告した。報告を受けた総務大臣は、平成 19 年 7 月 10 日に基本方針を決定した。

その後、調査審議の積み重ねを踏まえ中央委員会において取りまとめた基本方針の改正案を受け、平成 21 年 6 月 25 日に基本方針の改正が行われた。この改正では、一般的な調査事項の例の明示、肯定的な関連資料及び周辺事情の例の追加、基本的に申立てを認める方向で検討するものの例の追加、脱退手当金事案についての規定の追加などが行われた³。

また、中央委員会に置かれる各部会（国民年金部会、厚生年金部会及び脱退手当金部会）では、地方委員会があつせん案等を作成するに際しての先例となる事案を調査審議し、最初の委員任期（平成 21 年 6 月まで）のうち必要となる先例の発出をおおむね終了した。中央委員会における調査審議の実績をみると、5,212 件の事案について処理したところである⁴。

² 総務省設置法第 4 条第 21 号（抄）「各行政機関の業務（中略）に関する苦情の申出についての必要なあつせんに関すること」

³ 資料Ⅱ－1 参照。このほか、平成 22 年 1 月に、日本年金機構の設立に伴う所要の修正を内容とする改正が行われた。

⁴ 平成 23 年 5 月末時点。以下、件数については注記がない限り同じ。

地方委員会では、年金記録に係る個々の申立てに対するあっせんに関する調査審議を行い、あっせん案等を作成してきており、平成 19 年 7 月以降順次調査審議を開始し、183,296 件の事案について処理したところである。

この間の委員会・部会の開催状況をみると、①中央委員会及び中央委員会に置かれる部会（基本、国民年金、厚生年金及び脱退手当金）全体で 315 回、②地方委員会及び地方委員会に置かれる部会（国民年金、厚生年金及びその他）全体で 30,402 回、合計で 30,717 回の委員会・部会が開催された⁵。

また、その開催頻度について、各年度末月の 1 週当たり平均開催回数⁶でみると、平成 20 年 3 月は約 130 回であったところ、その後の体制の強化等により 21 年 3 月は約 200 回、22 年 3 月は約 190 回の委員会・部会が開催されたが、未処理件数及び申立件数の減少傾向から、23 年 3 月は約 180 回となっている。

このように、開催頻度は全国的には減少傾向にあるものの、主に大都市地域に所在する地方委員会においては、ほぼ毎週各部会が開催されている状況にある。

（2）体制の整備

発足当初は、中央及び全国 50 の地方委員会において、委員 338 人、合議体（委員会及び部会）54、事務室職員 459 人が配置された。その後、調査審議の迅速化を図る観点から順次体制整備を図り、平成 21 年度には委員 950 人（当初の約 2.8 倍）、合議体約 240（同約 4.4 倍）、事務室職員約 2,200 人（同約 4.8 倍）まで体制が拡充された。

平成 23 年度には、未処理件数及び申立件数の減少傾向を踏まえ、これに見合った体制とし、委員及び合議体数はほぼ同程度（ただし、（1）で述べたとおり、委員会・部会の開催回数は減少）であるものの、事務室職員は約 1,900 人に縮減された⁷。

2 事案処理

（1）受付の状況

① 受付件数

⁵ 平成 23 年 5 月末時点。

⁶ 各年度末の 1 週当たり平均開催回数について、平成 23 年は東日本大震災（3 月 11 日発生）の影響により急きょ開催を取り止めた委員会等があることを考慮し、各年度 3 月の第 1 週及び第 2 週の 2 週間について 1 週当たりの平均を調査した。

⁷ 資料Ⅱ－2 参照。

第三者委員会の設置以降これまで、年金事務所等（日本年金機構の発足前は社会保険事務所等。以下同じ。）において、累計で 225,405 件と 20 万件を超える申立てを受け付けた。

この間の受付件数の推移を年度ごとにみると、平成 19 年度（同年 7 月の受付開始後の約 8 か月半）50,752 件、20 年度 49,807 件、21 年度 60,373 件、22 年度 59,879 件となっている。また、1 週当たりの平均受付件数をみると、19 年度は約 1,600 件であったが、その後、徐々に減少し、22 年度には約 1,200 件となった。直近の 1 か月（23 年 4 月）では約 700 件とさらに減少傾向にある⁸。

② 受付事案の傾向

国民が過去の年金記録を自ら確認できるようにするためにこれまで政府が講じた主な手段としては、

- i) すべての年金受給者・加入者に対し、社会保険庁（当時。以下同じ。）が把握している年金記録（加入期間等）を通知した「ねんきん特別便」（平成 19 年 12 月から 20 年 10 月にかけて 1 回限り送付）
- ii) 加入者のみに対し、社会保険庁・日本年金機構が把握している年金記録（加入期間、見込み受給年金額、加入履歴、過去の厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況等）を通知する「ねんきん定期便」（21 年 4 月から毎年継続的に送付）

があるが、これらに関する申立ての受付状況をみると、

- i) 「ねんきん特別便」については、20 年 10 月までにすべての年金受給者・加入者（約 1 億 900 万人）に対し社会保険庁からの送付が終了した。送付を受けた対象者からの回答に関しては、同庁において原則 21 年末までに確認作業を行ったところである。このため、20 年度から 21 年度にかけての申立ては、「ねんきん特別便」を契機としたものが中心と考えられるが、22 年度の早い時期にはおおむねその受付が終了したものと考えられる。
- ii) 22 年度以降は「ねんきん定期便」を契機とした申立てが中心となっていると考えられ、また、「ねんきん定期便」については、加入者のみに対して毎年継続的に送付されていることもあり、20 年度には約 29%だった受付件数に占める加入者からの申立ての割合は、23 年に入ると約 55%にまで増加している（23 年 1～3 月の平均）。また、「ねんきん特別便」と異なり、「ねんきん定期便」には、加入期間のみならず、厚生年金について標準報酬月額等まで記載されていることから、

⁸ 資料Ⅱ－3 参照。

受け付けた厚生年金事案の内容をみると、委員会設置当初は加入期間の相違に関する事案が大半を占めていたが、次第に標準報酬月額・標準賞与額の相違に関する事案が増加している状況にある。

また、第三者委員会は、主に過去の年金記録の確認を行うことを前提として設置されたものであったが、受け付けた事案の内容をみると、予期に反して、第三者委員会設置以降に記録された最近の年金記録について申し立てている事案がこれまで約 8,000 件⁹と多数みられる。

③ 再申立件数の増加

第三者委員会への申立てにおいては、一度訂正不要との判断が示されたものであっても、新しい資料・情報が提示された場合には、同一の申立内容について再申立てを可能とし、改めて調査審議を行うこととしている。年金事務所等で受け付け、第三者委員会へ送付された再申立事案の件数は累計で 3,893 件となっているが、これを受付年度別にみると平成 19 年度 11 件、20 年度 445 件、21 年度 1,575 件、22 年度 1,751 件と増加傾向にあり、中には、2 回目、3 回目の再申立てに至っているものも発生している。

なお、第三者委員会の判断等に関連して、訴訟が提起され始めており、現在までに、全国で 8 件の訴訟が提起されている¹⁰。

(2) 処理の状況

① 公正かつ丁寧な事案処理

第三者委員会では、申立人の申立てを十分にくみ取って、収集した資料を検討し、年金記録の訂正に関し公正な判断を示すことを基本的な考え方としており、設置当初から、公正かつ丁寧な事案処理に努力してきた。

まず、第三者委員会における調査においては、申立人から提出された資料だけでなく、申立人の申立ての趣旨をくみ取るべく、第三者委員会自らが様々な調査等を行い、関連資料や周辺事情を幅広く収集してきた。

また、できる限り申立人がその言い分を伝えきれなかったと感じることがないように、まずは事務室職員が申立人から詳細に申立内容を聴取し、委員会又は部会においても、事案の性格に応じつつ、申出人からの口頭意見陳述の希望に対し丁寧に対応してきた。

さらに、調査審議は全国 50 の地方委員会における多数の部会におい

⁹ 平成 23 年 5 月末時点。Ⅲ 1 (1)①及び資料Ⅲ-1 参照。

¹⁰ このうち 2 件は一審判決が確定、1 件は一審判決後原告が控訴、1 件は二審判決が出た段階となっているが、一審二審あわせて 5 回の判決のいずれにおいても、国側の主張が認められている。

て行われることから、各委員会・部会における調査審議手順の統一を図り、事案処理における整合性を確保するため、基本方針案の策定を行い、また、中央委員会から先例を発出したほか、各種の会議・研修等を開催するなど、必要に応じ、整合性の確保に努力した。

② 処理の促進

第三者委員会は、これまで事案処理の促進を図ってきた。

政府においては、①平成 19 年度に第三者委員会に申し立てられた事案についてはおおむね 1 年 (21 年 3 月 31 日) を目途に処理を終える (20 年 1 月の年金記録問題に関する関係閣僚会議 (以下「年金関係閣僚会議」という。)) において決定)、②20 年度に年金受給者から申し立てられた事案については遅くとも 21 年中に処理を終える (21 年 3 月の年金関係閣僚会議において決定) との政府目標を決定するなどにより、現在に至るまで事案処理の促進を図っており、第三者委員会においては、いずれの政府目標も達成したところである。

また、それ以降においても引き続き、迅速な事案処理に努めており、第三者委員会に対する申立てを受け付けてから処理が終わるまでの事案処理に要する期間についても、①年金事務所等で申立人から確認申立書を受け付けてから第三者委員会で処理を終えるまでの全国平均期間は、平成 23 年 3 月時点で 163.3 日 (前回報告書に掲載した同様の調査結果 (21 年 4 月時点) の 235.1 日から 71.8 日の短縮)、②年金事務所等から第三者委員会に確認申立書が送付されてから処理を終えるまでの期間 (全国平均) は、23 年 3 月時点で 130.2 日 (21 年 4 月時点の 171.7 日から 41.5 日の短縮) となり、いずれも短縮されてきたところである¹¹。

さらに、第三者委員会において、あっせん事案の蓄積を踏まえ、定型的に処理しやすい事例を類型化して取りまとめ、その結果を社会保険庁に通知することなどにより、第三者委員会における調査審議を経ず、年金事務所等の段階で記録回復を行うこと及びその対象の拡大を推進した。その結果、これまで 4,553 件¹²が第三者委員会の調査審議を経ず、年金事務所等の段階で速やかに記録回復された。

¹¹ 全国の地方委員会において、調査日 (平成 21 年 4 月 28 日及び 23 年 3 月 8 日) までに処理を終えた事案のうち、直近のものからさかのぼって、国民年金に係るあっせん事案及び訂正不要事案、厚生年金に係るあっせん事案及び訂正不要事案をそれぞれ 5 件ずつ (計 20 件) サンプルとして抽出し、①年金事務所等で申立人から確認申立書を受け付けてから処理を終えるまでに要した期間の平均、②各年金事務所等から転送された事案を各地方委員会で受け付けてから処理を終えるまでに要した期間の平均を調査した。資料Ⅱ-4 参照。

¹² 平成 23 年 3 月末時点。以下、年金事務所等の段階での処理件数について同じ。

加えて、従来、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年 12 月法律第 131 号。以下「厚生年金特例法」という。）においては、保険料徴収権の消滅時効が成立した申立てに係る記録訂正を行うためには、第三者委員会の個別意見を必要としていたところ、このような事案についても第三者委員会の個別審議を経ず年金事務所等の段階で記録回復を行うことができるよう、一定の要件を満たす事案については記録回復することが適当である旨の包括的な意見を第三者委員会があらかじめ表明することとした。

このことにより、国民年金、厚生年金（厚生年金保険法に基づき記録訂正がなされるもの及び厚生年金特例法に基づき記録訂正がなされるもの）、脱退手当金の各類型について、それぞれ年金事務所等の段階で記録回復を行うことが可能となる。

なお、包括的な意見の表明にあわせ、これまで厚生年金特例法に基づき記録訂正がなされた事案のうち一定の要件を満たす事案について、当該事案の申立人と同時期に同一事業所に在籍し、当該事案と同様の記録の誤りがあると考えられる従業員については、記録訂正の必要が確認できる場合には日本年金機構から記録訂正の申立てを勧奨し、また、記録訂正の必要が直ちには確認できない場合であっても、日本年金機構からお知らせを送付して記録の確認と年金事務所等への相談を促すよう、日本年金機構に対し要請することとした。

③ 処理件数及びその推移等

第三者委員会における累計の処理件数¹³は、188,508 件となっている。これに、年金事務所等の段階での処理件数 12,973 件を加えると、これまでに、201,481 件の処理が終了した。

このうち、年金記録の訂正が必要であるとの判断を行った件数（当該判断を踏まえ、総務大臣から記録訂正が必要である旨のあっせんが行われた件数）は、前回報告書の時点（平成 21 年 6 月 16 日時点）では 26,311 件だったところ（年金記録の訂正が必要又は訂正が不要との判断を行った件数の合計 65,461 件に占める割合（第三者委員会におけるあっせん率）は、約 40%）、その後の約 2 年間で 58,926 件の年金記録の訂正が必要であるとの判断を行い（この間のあっせん率約 52%）、現在までの累計では 85,237 件の年金記録の訂正が必要であるとの判断を行っている（あっせん率約 48%）。また、記録の訂正という観点から見ると、②で述べたとおり、第三者委員会に送付されず年金事務所等の段階で記録

¹³ 第三者委員会において年金記録の訂正が必要又は訂正が不要との判断を行った件数及び年金事務所等で受け付けられ、第三者委員会に送付された後に取り下げられた件数等の合計。以下同じ。

回復がなされたものが 4,553 件あり、これを含めると、89,790 件の申立てについて年金記録の回復が図られたことになる¹⁴。

また、体制の整備や調査能力の向上を図ってきた結果、第三者委員会における処理件数を年度別にみると、平成 19 年度 5,796 件、20 年度 53,742 件、21 年度 57,377 件、22 年度 62,505 件と毎年度増加しており、1 月当たりの平均処理件数でも、19 年度には約 700 件だったものが、22 年度には約 5,200 件と大幅に増加した。

その結果、未処理件数は、平成 20 年 8 月時点で約 46,000 件となっていたが、以降減少に転じ、23 年 5 月時点には約 24,000 件まで減少し、22 年度に受け付けた事案についても既に約 68%の処理を終了した。また、受付件数に対する処理率は、19 年度末は約 12%にとどまっていたが、23 年 5 月には約 89%にまで上昇した¹⁵。

これらのことから、過去の年金記録の確認のための中心的な手段として送付された「ねんきん特別便」を契機とした申立ての処理はおおむね終了し、現在は、今後も継続的に送付される「ねんきん定期便」を契機とする申立ての処理が中心となっていると考えられる。

なお、現在は、1 回限りの措置として行われた脱退手当金に係る特例的な通知¹⁶を受けた方からの申立てに関する処理も相当数行われている。

¹⁴ このほか、申立てが取り下げられたもの（年金事務所等の段階での取り下げ等 8,420 件及び第三者委員会の段階での取り下げ等 9,230 件）の中には、申立後の年金事務所等における調査などにより未統合記録の中から当該申立てに係る記録が発見されて統合された結果として取り下げられたものも含まれており、結果的に記録の訂正が行われた申立ては更に多い。

¹⁵ 資料Ⅱ－5 参照。

¹⁶ 脱退手当金の支給日より前に、脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金保険被保険者期間が認められる方に対し、日本年金機構から当該情報を通知したものの。

Ⅲ これまでの調査審議の実績を踏まえた年金記録確認に係る今後の課題

1 調査審議からみた年金記録確認に係る課題

当委員会では、設置以来4年間の調査審議を振り返って、厚生年金特例法の施行状況その他厚生年金に係る申立事案を巡る現状を把握するとともに、それを踏まえて、総務大臣に申し立てられた年金記録確認に関する課題について検討を行った。

当委員会は、主に過去の年金記録の確認を行うことを前提として設置された機関であったが、当委員会が設置された後に記録された最近の年金記録の誤りを申し立てる事案数が約8,000件と多数にのぼっており、そのほとんどが厚生年金に関する申立てである。

厚生年金の年金記録は、国民年金の年金記録にも存在する資格期間（被保険者資格の取得及び喪失）の記録に加えて標準報酬月額（標準賞与額）の記録を含むため、年金記録の情報量が多い上に標準報酬月額の独特の仕組みになじみがない、また、年金事務所への年金記録の届出は事業主が行い、被保険者本人が関与しない等の特徴があり、それだけ、年金記録の正確性を保つことが難しいと考えられる。

そこで、年金記録が将来において再び問題となることがないように、今般、厚生年金に係る申立事案からみた記録確認について検討を行ったものである。

検討の結果は次のとおりである。

(1) 年金記録確認に関する制度・取組と問題点

① 第三者委員会の記録確認作業

平成19年6月に第三者委員会が設置され、申立ての調査審議を開始してからほどなく、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していることは確認できるが、事業主が申立人に係る届出を行っておらず、保険料を納付していない又は納付の事実が確認できない事案が多数存在することが明らかとなった。

厚生年金保険法第75条の規定¹⁷によれば、このような事案は、未納となった保険料の徴収権が時効（2年間）により消滅したために保険料の強制徴収ができなくなっている場合は、給付を行うことができない。

しかし、当委員会は、このような事案についても申立人の権利を実現

¹⁷ 厚生年金保険法第75条 「保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であつた期間に基く保険給付は、行わない。但し、当該被保険者であつた期間に係る被保険者の資格の取得について第27条の規定による届出又は第31条第1項の規定による確認の請求があつた後に、保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したものであるときは、この限りでない。」

する必要があると判断し、平成 19 年 7 月に策定した基本方針案の中で立法措置の必要性を指摘した。これを受けて、同年 12 月に厚生年金特例法が制定され、保険料徴収権の消滅時効が成立した事案について第三者委員会のあっせんにより年金給付が可能となった。

こうして、いわゆる年金記録確認問題に対応して申立ての処理を進めてきたが、厚生年金に係る事案の現状をみると、当初想定した過去の年金記録に関する申立てだけではなく、第三者委員会が設置された後に記録された新しい厚生年金の年金記録に関しても、累計で 7,848 件¹⁸の申立てがなされ、その大部分（審議が終了した 5,754 件中 5,574 件¹⁸）は第三者委員会において記録訂正があっせんされていることが明らかになった。これは、同様の国民年金事案が累計で 126 件に留まり、しかもその大部分（審議が終了した 64 件中 59 件¹⁸）が訂正不要となっていることと対照的である¹⁹。

このことから、厚生年金事案においては、現在も引き続き、事業主からの届出の漏れや誤りなどのために、誤った年金記録が生じていることが認められる。

厚生年金事案において一般的に見られる主な漏れや誤りの例としては、次のようなものがある。

[事業主の届出における漏れや誤り]

○ 資格取得届の届出漏れ・届出誤り

(例)

- ① 事業所において「試用期間」を設定し、試用期間中は厚生年金に加入させないという法律に反する取扱いをしている
- ② 入社後 2 か月で退職した者について資格取得届を提出していない
- ③ 事業主が、社会保険料の負担を逃れるために意図的に資格取得届を提出しない
- ④ 転勤事例で、新職場の資格取得届を提出する際、旧職場の資格喪失届の日付と月をまたいで異なった日付としている など

○ 事業所における資格喪失日の取扱いの誤解による、資格喪失届の届出漏れ・届出誤り

(例)

- ① 「退職日」を資格喪失日として届け出ている（正しくはその翌日とすべきもの）

¹⁸ 平成 23 年 5 月末時点における第三者委員会情報共有システムに登録された件数。

¹⁹ 資料Ⅲ－1 参照。

- ② 月末が退職日であるのに、「最終出勤日」の翌日や「給与の〆日」の翌日を資格喪失日としている
 - ③ 雇用は継続しているが雇用形態が変更（例えばパートタイマーから契約社員に変更）になった時に、誤って資格喪失届を提出している など
 - 算定基礎届・月額変更届における報酬額の届出漏れ・届出誤り
(例)
 - ① 一部の被保険者についての報酬額の届出漏れのミスがある
 - ② 事業主が「報酬」に含まれる範囲を誤解しているために、届け出た報酬額が誤っている（基本給部分だけを算入している等）
 - ③ 報酬額の記載ミスがある、又は事業主が、社会保険料の負担を逃れるために意図的に低い報酬額を届け出ている など
 - 賞与支払届の届出漏れ・賞与額の届出誤り
(例)
 - ① 賞与支払届の提出義務があることを知らないため、届出がなされない、又は保険料の徴収権が時効消滅した後に届け出ている
 - ② 事業主が「賞与」に含まれる範囲を誤解しているために、届け出た賞与額が誤っている（賞与支給額ではなく諸控除後の額を届け出ている、賞与の一部を算入していないなど）
 - ③ 賞与額の記載ミスがある（金額を一桁間違えているなど）、又は事業主が、社会保険料の負担を逃れるために意図的に低い賞与額を届け出ているなど
- [年金事務所における記録の誤り等]
- 手書きの届出から転記又は入力する際の転記・入力のミス
 - 提出された算定基礎届・月額変更届等の内容を基に、年金事務所において標準報酬等級を決定する際の誤り
 - 年金事務所において過去に遡って年金記録の不適正な訂正を行っている など

上記のうち、新しい厚生年金の記録に関する申立事案において見られるものとしては、賞与支払届の届出漏れが圧倒的に多い。また、賞与額の誤りも多い。その他では、標準報酬月額について、社会保険料逃れのための意図的な届出誤りや届出漏れ、「報酬」の範囲の誤解による報酬額の誤りが多い。これらと比べると件数は少ないが、資格喪失日や資格取得日の誤りも依然として見られる。

- ② 日本年金機構の取組
 - ア 事業主への対応

年金記録の正確さを確保するための事業主に対する働きかけとしては、従来から、社会保険庁及び日本年金機構において、厚生年金の適用の適正化対策として、未適用事業所の適用促進、適用事業所に対する適正な届出の指導や事業所調査を重点的に行うこと、保険料の徴収対策として、口座振替の推進、滞納事業所に対する納付指導や滞納処分を確実に行うことなどの、各種の対策の強化が図られている。

さらに、厚生年金特例法の制定を踏まえて、平成 21 年に、事業主に対して過去における賞与支払届の届出漏れ等に関する確認等を促すための広報が行われた²⁰。また、14 年以降、磁気媒体による届出やインターネットによる電子申請、オンラインシステムの改善などを順次進め、事務処理方法の向上を図っているが、20 年には、電子申請において社会保険労務士による提出代行を容易にすること等により、事業主の電子申請の利用を促進している。

しかし、これまでの対応だけでは不十分な面がある。被保険者資格の取得喪失や標準報酬月額等に係る届出は従業員の年金受給権に関わる重要なものであるから、事業主は従業員のために適正に届出を行う責務がある。その一方で、事業主は、その届出内容に応じた額の年金保険料を負担し納付する義務を負う。そのため、適正に届出を行う責務と届出内容に応じた保険料を負担する義務の関係は、事業主にとり、利害対立の側面を有する場合がある。このことを前提として、日本年金機構においても事業主に対しよりの的確に対応していくことが必要である。

また、届出に関する制度や仕組みも簡素で分かりやすいものではない。例えば、社会保険の資格喪失日と雇用保険の離職日が一日違うことなどのように、事業所からみて制度間で細かい取扱いの相違があること、標準報酬月額の決定や月額変更の方法はコンピュータが普及していない時代に考案・実施されたため、決定や改定の仕組みが独特で、なじみのない者には分かりにくいこと、年金給付は月単位で算定されるのに被保険者資格の取得喪失は日単位で把握する仕組みになっていることなどが挙げられる。このように、届出に関する制度や仕組みが複雑で分かりにくいために、零細事業所を含む事業主において正確に理解することが容易ではない。また、年金手続や相談を通じて事業主の理解不足を補う機能を果たす社会保険労務士などの専門家が十分活用されている状況にはない。こうしたことから、制度や仕組みの

²⁰ 具体的には、チラシを作成し、窓口での配布や事業主宛ての納入告知書等への同封、ホームページや広報誌への掲載、社会保険委員への協力依頼等を行い、事業主や被保険者への周知が図られた。

誤解による届出誤りが生じやすくなっている面があることを指摘しておきたい。

さらに、事業所で多数の事務処理を行うために単純な事務ミスが生じることについては、磁気媒体による届出等のシステム上の対応が図られているが、年金事務の複雑さ、年金事務に携わる者が事務に不慣れであることと、年金事務の重要性についての意識が必ずしも高くないこととがあいまっているのではないかと思われる。

これらを踏まえると、日本年金機構は、適用や徴収の促進のため、事業主に対する各種指導、事業所調査や情報収集の強化を図るとともに、事業所に対する制度内容や制度改正等に関する情報提供の充実や事業所で年金事務に携わる者の意識向上を図るよう、なお一層努力をする必要があると考えられる。

イ 年金記録の自己確認のための情報提供

また、政府は、年金記録問題の解決を図るためには、国（日本年金機構）が記録の管理に万全を期するだけでなく、国民も自らの年金記録に関心を持ち、疑問が生じた場合には年金事務所に対して記録を確認することを通じて年金記録の適正さを確保するという考え方に立ち、平成 19 年から「ねんきん特別便」、21 年から「ねんきん定期便」を送付し、さらに 23 年からは「ねんきんネット」の利用普及策を講じて、国民に年金記録の情報を提供して記録確認を促して、記録訂正につなげており、一定の成果を上げている。

自ら記録確認を行う仕組みの整備は年金記録の適正さを確保するために有効な手段であり、また、被保険者が、2 年間の消滅時効にかかる前に年金記録の誤りを速やかに見つけ、厚生年金特例法を適用するまでもなく、厚生年金保険法に基づいて年金事務所において迅速に記録回復が可能となるという点でも有意義であるが、その一方で制約や限界もある。

標準報酬月額（標準賞与額）の記録の誤りについては、給与明細書を手元に保存していない場合は、年金記録を見ても、実際の保険料控除額と記録上の標準報酬月額が整合しないことに気づきにくい。また、国民の中には、インターネットによる情報提供の場合にアクセスが難しい者や、年金記録に関する知識が乏しい又は年金への関心が薄い等のために記録確認を十分に行わない者もいると考えられる。事業所には年金委員（平成 21 年までは社会保険委員）を置くことができ、従業員に対して年金制度の普及・啓発や、ねんきん定期便の見方などの相談対応、退職予定者への助言等の活動を行っており、年金制度への

理解と信頼を得る上でも年金記録問題への対応においても重要な役割を果たしているが、従業員の少ない事業所では必ずしも置かれていない。

このため、単に年金記録の情報を国民に提供するだけでは、国民全体について年金記録の確認を促し、記録の適正さを確保する方策としては、十分であるとは言えない。

また、ねんきん定期便等により標準報酬月額等の記録の誤りに気づいた場合でも、年金事務所に相談するまでに時間がかかったり調査審議に一定の時間がかかるために、本来保険料が納付されるべき時から2年以上経過し、保険料徴収権が時効消滅している事案が累計505件²¹あるが、このような場合は、記録訂正のあっせんがなされるときでも、事業主からの届出がないと、ケースによっては年金給付額に不利益を生ずる場合²²がある。

これは、標準報酬月額等について被保険者が厚生労働大臣にその決定や改定を請求する仕組みが現行の厚生年金保険法に規定されていない²³ことによるものである。

現行の規定は、標準報酬月額等については、事業主からの届出もそれに基づく厚生労働大臣の決定等も誤りなく行われることを前提としているものと思われるが、国民から総務大臣あてに多数のあっせん申立てがあり、多数の記録訂正のあっせんがなされている現状と乖離している。

(2) 申立事案からみた年金記録確認に係る課題

上記(1)の問題点を踏まえて、申立事案からみた年金記録確認に係る課題として次の2点を指摘する。

① 新たな年金記録の誤りの発生を防ぐこと

年金記録問題の迅速な解決に向けて、誤った年金記録が生じている現状の改善を図ることが必要である。

²¹ 平成23年5月末時点。

²² 現行の厚生年金保険法には、標準報酬月額等について被保険者が厚生労働大臣にその決定や改定を請求する仕組みが規定されていないことから、標準報酬月額等の相違を申し立てる事案については、事業所が届出を行わなければ、第75条ただし書の適用がないとされている。保険料徴収権が時効消滅した場合は、第75条ただし書が適用されないと、厚生年金特例法に基づき、本来の報酬額に基づく額のうち保険料の控除が確認された額が上限となるため、確認された控除額の方が少ない場合は、認められる年金給付額は本来の報酬額に基づく額より少なくなる。

²³ 被保険者の資格の取得及び喪失については、被保険者等からの確認請求の規定が置かれている。(厚生年金保険法第31条、第18条第1項)

現在も新たな年金記録の誤りが生じている原因は、事業主側にある場合や年金事務所側にある場合など様々であると考えられる。また、厚生年金特例法は、事業主が適正な届出や保険料納付をしなかった場合でも従業員の年金給付が可能になるという点で、事業主にモラルハザードが生じやすくなる側面を有することも否定できない。

そこで、誤りが生じる原因を分析し、どこに問題があるのかを検討した上で、誤りの発生を防止するための方策や、生じた誤りを速やかに発見して訂正するための方策を講じ、又は強化することが必要である。

そのために事務処理や業務体制の改善等の運用上の対応を行うことはもちろん、必要な場合は、制度の見直しを行うべきである。

② 年金記録の自己確認を支える仕組みを充実すること

年金記録の正確さを確保するとともに、厚生年金特例法を適用するまでもなく年金事務所段階で迅速に記録回復を行えるように、年金記録の自己確認を適切に機能させるためには、記録内容へのアクセス能力、知識量や関心度などについて個人差があることを踏まえて、年金記録の自己確認を支援・促進する取組が必要である。例えば、被保険者等からの相談の場をさらに増やすこと、給与明細書にその月の標準報酬月額に関する記載を行うことを促進するなどの被保険者等への分かりやすい情報提供の充実、義務教育などの学校教育課程における年金教育や企業内における年金研修の一層の推進などが考えられる。

また、現行の厚生年金保険法に、標準報酬月額等について被保険者等が厚生労働大臣にその決定や改定を請求する仕組みが規定されていない点についても見直しが必要である。

当委員会は、これらの課題への具体的な対策について、関係省庁・機関において検討・実施がなされるよう期待するものである。

2 新たな年金記録確認体制の構築

当委員会では、平成 21 年 6 月に取りまとめた前回報告書において、今後の新たな申立てへの対応体制について、「当委員会を含め、今後の年金記録確認体制をどのように構築していくのか政府における検討を期待する」と述べた。

その後、政府において、年金記録確認体制について総務省と厚生労働省との間で協議が重ねられてきたものの、具体的な結論を得るに至らず、現時点においても引き続き調整が続けられている状況にある。

今般、これまでの第三者委員会の活動を改めて総括するに当たり、前回報

告書の作成以降の2年間の状況変化も踏まえ、改めて新たな年金記録確認体制の構築について検討を行った。

(1) 第三者委員会の役割の達成と新たな対応の必要性

これまで述べたとおり、第三者委員会の約4年に及ぶ活動の結果、①事案処理の先例の発出が終了し20万件を超える事案処理が蓄積され、②過去の年金記録の確認のための中心的手段である「ねんきん特別便」を契機とした申立て及びその処理は、おおむね終了したものである状況となっている。

このような状況から、第三者委員会は、総務省に臨時のものとして緊急に設置された機関としての役割は十分に果たしてきたと考える。

一方、このような状況の下で、

- ① II(1)で述べたように、最近の申立ては、加入者に対し継続的に送付される「ねんきん定期便」を契機としたものが中心となっている、
 - ② III1で述べたように、厚生年金事案においては、現在も引き続き誤った年金記録が生じていることが認められる、
- といった第三者委員会設置時の状況からの変化が生じており、新たな年金記録確認体制の構築が必要であると考えられる。

(2) 新たな年金記録確認体制の構築

新たな年金記録確認体制を構築していくことにより、以下に述べるような、より一層優れた仕組みとすることが可能になると考えられる。また、これにより、年金行政に対する国民からの信頼の確保に資すると考えられる。

① 一層迅速かつ効率的な事案処理

II(2)②で述べたとおり、これまでも事案の処理の迅速化に努めてきているが、現在の年金記録確認の仕組みの下では、原則としては第三者委員会の審議を経ないと記録訂正の要否の結論が出ないことから、申立てから結論が出るまでの期間は、第三者委員会設置当初からは相当短縮されてはいるが、現状でも全国平均で約5か月となっている。また、II(1)③で述べたように、一度訂正不要との判断が示されたものについての再申立てが年々増加傾向にあり、中には、2回目、3回目の再申立てに至っているものも発生している。

一方、第三者委員会における調査審議の結果が蓄積されたことにより、現在の申立事案はおおむね先例に沿って処理されており、中央委員会による新たな判断を必要とする申立てはほぼなくなっている状況にある。

このため、一義的には年金記録の管理について責任を有する行政機関が、現在第三者委員会事務室が行っているような調査等を行い、これまでの第三者委員会の判断の蓄積等を踏まえて記録訂正の要否を判断し、その上で、申立人が当該行政機関の判断について納得できない場合には、改めて、民間の有識者からなる合議制の機関に判断を求めるといった仕組みも考えられる²⁴。

このような仕組みとした場合は、一義的な結論を出すまでの期間を現状より短縮することが可能であり、一方で、合議制の機関による判断により、最終的な判断の公正・中立性、第三者性を現状と同様に担保できると考えられる。また、この場合には、必要となる合議制の機関については、現状よりも大幅に少ない数により対応できるものと考えられ、全体として効率的に事案の処理を進められると考えられる。

② 体制の一元化による効果的な取組

現在の年金記録確認の体制は、総務省及び厚生労働省の2省にまたがる二元体制となっている。年金記録の確認とそれに対する苦情の受付及びその処理のための仕組みが、総務省と厚生労働省の二元体制ではなく、年金への加入、保険料の徴収、年金額の裁定といった一連の年金行政の体系の中に一元的かつ恒常的なものとなることによって、年金記録確認の取組全体をより効率的・効果的に行い得ると考えられる。

③ 司法手続も考慮に入れた年金記録確認の仕組み

Ⅱ（１）③で述べたとおり、第三者委員会の判断等に関連して、これまで全国で8件の訴訟が提起されているが、現在の仕組みにおいては、法令上、第三者委員会の判断は総務大臣が行うあっせんの案の作成と位置づけられ、総務大臣のあっせんは個別法令に基づく行政作用ではなく、事実上の行為にすぎないことから、司法においては、このような訴訟についてその要件を満たさないと判断される傾向にある。

新たな年金記録確認体制の構築により、自らの年金記録の訂正について訴訟に訴える者が現れてきていることを踏まえた仕組みとすることも可能となる。

以上を踏まえ、新たな年金記録確認体制の構築について政府において早急に検討を進め、必要な対応をとるよう強く要請する。

²⁴ 一義的に行政機関の職員が不服申立てを処理し、その後、さらに不服がある場合に合議体による判断を求める仕組みとしては、社会保険審査制度における社会保険審査官（地方厚生局等の職員で、厚生労働省等の社会保険についての処分に対する審査請求を処理）及び社会保険審査会（再審査請求を審議する民間有識者で構成される合議体）の例がある。

資 料

資料Ⅰ-1	年金記録確認中央第三者委員会委員名簿……………	19
資料Ⅰ-2	年金記録確認第三者委員会年表……………	20
資料Ⅰ-3	前回報告書において「今後の課題と取組」として記載した事項のその後の状況等……………	22
資料Ⅱ-1	年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針……………	24
資料Ⅱ-2	年金記録確認第三者委員会の体制……………	38
資料Ⅱ-3	申立て受付件数の推移……………	39
資料Ⅱ-4	申立ての受付から処理が終わるまでの期間の推移……………	39
資料Ⅱ-5	各年度末時点における事案処理の状況……………	40
資料Ⅲ-1	第三者委員会が設置された後に記録された新しい厚生年金の年金記録に係る申立事案等の状況……………	41

年金記録確認中央第三者委員会 委員名簿

平成 23 年 6 月 9 日現在

いしい	ひろたか		
石井	宏尚		前日本税理士会連合会副会長
うちの	さとし		神奈川県社会保険労務士会副会長
内野	寛		みずほ信託銀行顧問
えとう	ひろあき		全国社会保険労務士会連合会副会長
衛藤	博啓		元日本弁護士連合会会長
おざわ	いさむ		税理士（行政相談委員）
小澤	勇		全国社会保険労務士会連合会副会長
かじたに	ごう		元日本弁護士連合会会長
◎梶谷	剛		税理士（行政相談委員）
かたおか	まさみつ		全国社会保険労務士会連合会常任理事、東京都社会保険労務士会副会長
片岡	正光		東京税理士会副会長
くれ	かずひこ		元春日部市総務部長
久禮	和彦		税理士
こうづ	しんいち		元東京都社会保険委員
神津	信一		弁護士
こじま	しんこう		社団法人全国行政相談委員連合協議会理事
児島	信弘		弁護士（元名古屋高等検察庁検事長）
すずき	たかし		前中央大学常任理事、元東京都社会保険委員
鈴木	孝		元川崎市健康福祉局地域福祉部長
すずき	まさる		税理士
鈴木	暢		元千代田区総務部長
せがわ	とおる		元日本弁護士連合会副会長
瀬川	徹		税理士
せきぐち	いちろう		神奈川大学副学長
関口	一郎		弁護士
たかの	としお		元日本弁護士連合会副会長
◎高野	利雄		税理士
つじもと	けいさく		神奈川県副学長
辻本	京朔		弁護士
とうち	ようじ		元日本弁護士連合会副会長
戸内	洋二		税理士
ないとう	のぶこ		神奈川県副学長
内藤	信子		税理士
なかむら	よしのぶ		神奈川県副学長
中村	喜信		税理士
なら	みちひろ		神奈川県副学長
奈良	道博		税理士
のうだ	むねたけ		神奈川県副学長
能田	宗建		税理士
はしもと	ひろこ		神奈川県副学長
橋本	宏子		税理士
はしもと	ふくたか		神奈川県副学長
橋本	副孝		税理士
まつくら	よしのり		神奈川県副学長
松倉	佳紀		税理士
まるやま	ふみえ		神奈川県副学長
丸山	富美江		税理士
みなみ	まさご		神奈川県副学長
南	砂		税理士

(五十音順)

[計 25 名]

※ ◎は委員長、○は委員長代理

年金記録確認第三者委員会年表

年月日	事 項
19. 6. 11	安倍総理大臣から総務大臣に対し、年金記録確認を行う第三者委員会を総務省に設置することを指示
19. 6. 22	「総務省組織令の一部を改正する政令」、「年金記録確認第三者委員会令」公布・施行 年金記録確認第三者委員会 総務省に設置
19. 6. 25	第1回中央委員会 開催
19. 7. 10	「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」総務大臣決定 総務大臣から社会保険庁長官への第1回目のあっせん
19. 7. 12~ 19. 7. 17	各地方委員会における第1回委員会の開催 (*) 7月12日~17日の間に順次開催 地方委員会における申立受付の開始
19. 7. 18	第1回年金記録確認地方第三者委員会全国委員長会議 開催
19. 9. 10~ 19. 10. 19	年金記録確認地方第三者委員会委員長会議の開催 (*) 9月10日~25日の間に全 国5か所の地方ブロックで開催 「年金記録問題に関する関係閣僚会議」第1回会合 (以降、現在まで計8回開催)
19. 10. 26	「年金記録確認第三者委員会令」の一部改正 (地方委員の上限10人⇒20人以内)
19. 12. 19	「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」(厚生年金特 例法) の公布・施行
19. 12. 26	「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」一部改正 (厚 生年金特例法の施行に伴う改正等)
20. 1. 24	「年金記録問題に関する関係閣僚会議」第2回会合 (19年度申立事案の政府目標 の決定)
20. 3. 27	「第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進について」を決定、 社会保険庁に通知 (国民年金事案の職権訂正)
20. 4. 11	「年金記録確認第三者委員会令」の一部改正 (大都市地域13委員会の委員数の上 限引き上げ)
20. 7. 1	「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づく国 会報告 (第1回)
20. 7. 8	第2回年金記録確認地方第三者委員会全国委員長会議 開催
20. 12. 17	「厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の訂正につい て」を決定、社会保険庁に通知 (厚生年金事案の職権訂正)
21. 1. 16	「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づく国 会報告 (第2回)
21. 3. 31	「年金記録問題に関する関係閣僚会議」第8回会合 (19年度申立事案の政府目標 達成、20年度事案の政府目標の決定)
21. 4. 13	年金記録確認中央第三者委員会・地方第三者委員会委員長合同会議 開催

年月日	事 項
21. 6. 2	「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあつた基本方針」一部改正（一般的な調査事項の例の明示、肯定的な関連資料及び周辺事情の例の追加等）
21. 7. 28	「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づく国会報告（第3回）
21. 12. 24	第11回年金記録確認中央第三者委員会基本部会 開催（平成20年度申立事案の政府目標達成）
21. 12. 28	「年金記録確認第三者委員会令」一部改正（日本年金機構の設立に伴う改正）（平成22年1月1日施行）
22. 1. 1	「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあつた基本方針」一部改正（日本年金機構の設立に伴う改正）
22. 1. 26	「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づく国会報告（第4回）
22. 7. 27	「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づく国会報告（第5回）
23. 1. 25	「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づく国会報告（第6回）

前回報告書において、「V 今後の課題と取組」として記載した事項のその後の状況等

前回報告書における「課題」	その後の状況
<p>(1) 平成 20 年度申立事案に係る処理目標の達成</p> <p>平成 20 年度に年金受給者から申し立てられた事案については、遅くとも平成 21 年中を目途に処理を終えることとするとの政府目標の達成に、全力を挙げて取り組む。</p>	<p>○ 平成 20 年度に年金受給者から申し立てられた事案について、申立人側の理由などによってやむを得ず審議を終えることができないものを除き、平成 21 年 12 月末までに処理を終え、目標を達成した。</p> <p>【本報告書本文中における関係の記述：P 6】</p>
<p>これまでも事案の処理を速やかに行うため、先例の蓄積を踏まえて国民年金及び厚生年金の事案の類型化を行い、社会保険事務所段階における職権訂正の実施と対象の拡大を推進してきたが、引き続き脱退手当金の事案を含めてその範囲の拡大に努める。また、社会保険庁に対して社会保険事務所段階における職権訂正による記録回復の推進を求める。</p>	<p>○ 年金記録回復委員会の記録回復基準の策定に協力することにより、次のとおり脱退手当金の事案を含め、年金事務所段階における記録回復の対象範囲を拡大した。</p> <p><平成 21 年 12 月 10 日></p> <p>(厚生年金) いわゆる 6.9 万件の遡及訂正事案に係る記録回復基準の取扱いを変更</p> <p><平成 21 年 12 月 25 日></p> <p>(国民年金) 申立期間が 2 年以下である事案等の基準を策定</p> <p>(脱退手当金) 被保険者証に脱表示がない事案等の基準を策定</p> <p><平成 22 年 4 月 30 日></p> <p>(脱退手当金) 脱退手当金の支給日より前に、脱退手当金の計算の基礎とされていない厚生年金保険被保険者期間が認められる事案についての基準を策定</p> <p>【本報告書本文中における関係の記述：P 6】</p> <p>○ このほか厚生年金については、厚生年金特例法該当事案についても年金事務所段階での記録訂正を実施するため、一定の要件を満たす事案については記録回復することが適当である旨の包括的な意見をあらかじめ表明することとした(平成 23 年 6 月予定)。</p> <p>【本報告書本文中における関係の記述：P 6～7】</p>
<p>例えば賞与支払届の届出漏れの場合など、同じ事業所において複数の被保険者等が該当する場合に、被保険者等が申立てを行う事務負担を軽減しつつ記録の訂正を迅速に進めるため、事業主による一括申立ての促進を図る。</p>	<p>○ 平成 21 年 6 月、一括申立て等について事業主に周知するための広報文案を作成し、社会保険庁に周知を依頼した結果、各社会保険事務局において、窓口におけるリーフレット配布、ホームページへの掲載等の周知がなされた。</p> <p>【本報告書本文中における関係の記述：P 12】</p>
<p>既に扱った事案の処理の過程で、同一事業所又は同一地域における申立人以外の者について、記録回復の可能性や申立人と同一の取扱い</p>	<p>○ 厚生年金事案について、地方委員会に行った調査によって、申立人の同僚に情報提供する必要性を把握したところであり、厚生年金特例法事案に</p>

前回報告書における「課題」	その後の状況
<p>が必要と認められる可能性があることが明らかとなった場合などについては、当該事業所や関係自治体等に情報提供や申入れを行うよう努める。</p>	<p>係る包括的な意見の表明にあわせ、これまで記録訂正された賞与事案又は転勤事案と同一事業所の未申立ての従業員の記録確認を促進し、必要な場合は速やかな記録訂正につなげるため、日本年金機構による記録訂正の申立ての勧奨等の取組を行うよう要請することとした。</p> <p>【本報告書本文中における関係の記述：P 7】</p>
<p>(2) ねんきん定期便等への対応</p> <p>ねんきん定期便が送付されることに伴って、送付された記録内容に関する申立て、特に標準報酬月額・賞与額が本来の額と異なるとの旨の申立てが多数行われることが予想されることから、標準報酬相違に関する先例の蓄積を踏まえて調査審議の円滑な実施を図る。</p>	<p>○ 第三者委員会における標準報酬月額等相違事案の処理を円滑に進めるため、事案の特徴に着目した評価などの考え方を整理し、中央に参集して行われる職員研修等を通じて、中央委員会事務室からその趣旨等の周知を図った。</p> <p>【本報告書本文中における関係の記述：P 5】</p>
<p>ねんきん定期便が開始されたことを踏まえ、今後、新たな記録問題を起こさないための具体的な対策について、関係省庁において検討・実施がなされるよう期待する。</p> <p>i) 社会保険庁における保険料納付や事業主の資格得喪等の届出等に関する資料・データをきめ細かく長期保存することを徹底する。</p> <p>ii) ねんきん定期便等を通じて、保険料納付額等が正しいかどうかを本人が定期的に確認することを徹底する。</p>	<p>○ 日本年金機構の設立（平成 22 年 1 月）に際して、保存期間が経過した資料についても当面廃棄しないことが同機構の規程で定められ実施された。</p> <p>○ 社会保険庁において、「ねんきん定期便」の送付にあたり、確認の流れ及びポイントを記載したリーフレットを添付し、詳細な解説が記載される等の配慮がなされた。また、平成 23 年 2 月からは、日本年金機構において「ねんきんネット」事業のサービスが開始され、インターネットでの記録確認等が可能になったほか、平成 23 年秋を目途に保険料納付額の表示等も行われる予定。</p> <p>【本報告書本文中における関係の記述：P 13】</p>
<p>(3) 今後の新たな申立てへの対応体制</p> <p>当委員会を含め、今後の年金記録確認体制をどのように構築していくのか政府における検討を期待する。</p>	<p>○ 平成 22 年 8 月に関係政務三役による協議が行われ、その後も継続的に総務省と厚生労働省との間で協議が行われているが、具体的な結論を得るに至らず、現在も引き続き調整が続けられている。</p> <p>【本報告書本文中における関係の記述：P 15】</p>

年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針

平成 19 年 7 月 10 日 総務大臣決定
平成 19 年 12 月 26 日 一部改正
平成 21 年 6 月 25 日 一部改正
平成 22 年 1 月 1 日 一部改正

はじめに

年金記録確認中央第三者委員会及び年金記録確認地方第三者委員会（以下「第三者委員会」という）は、いわゆる年金記録確認問題が国民生活に直結する、切実かつ深刻な問題であることから、国民の立場に立って、年金記録の訂正に関する公正な判断を示すことによって、国民の正当な権利を実現し、もって、国民の不安の解消を図り、年金制度に対する信頼を回復することを使命とするものである。

第三者委員会は、事案に即した柔軟な判断を行うことが求められるとともに、誠実に保険料を納付した方々の権利の実現を目的とするものであることを銘記すべきである。

第 1 基本的考え方

- 1) 年金記録確認問題は、年金記録を管理・運営する旧社会保険庁等関係行政機関の管理に起因する問題であり、保険料を納めてきた国民の側に不利益を及ぼしてはならない。このため、第三者委員会は、国民の立場に立って対応し、国民の年金制度に対する信頼を回復するよう努める。
- 2) 第三者委員会は、国（厚生労働省）側に記録がなく、直接的な証拠（領収書等）も持たない方々のために、誠実に責任を果たして行く。
- 3) 第三者委員会は、申立人の申立てを十分に汲み取って、収集した資料を検討し、年金記録の訂正に関し公正な判断を示す。

第 2 運営の考え方及び手続き

- 1) 申立ての受付、申立内容の調査・検討、年金記録の訂正に関する判断及びあっせん案の作成という年金記録に係る申立てのあっせん手続き全般に亘

って、「第1 基本的考え方」を踏まえ対応する。

- 2) 申立内容の調査・検討に当たっては、別表1に掲げる調査事項を踏まえつつ、申立人の協力を得ながら、関連資料（納付事実等を推認するに足る証拠）及び周辺事情（証拠ではないが判断に資する事情）を幅広く収集するよう努める。また、必要に応じて、関係行政機関、日本年金機構、企業等に対し資料の提供を求めたり、直接申立人から聴き取りを行う。
- 3) 判断及びあっせん案の作成に当たっては、「第3 判断の基準」を踏まえ、これを行い、その結果については、速やかに申立人に通知する。
- 4) その他申立ての受付、申立内容の調査・検討、年金記録の訂正に関する判断及びあっせん案の作成に係る一連の手続きについては、全国で統一的な運用がなされるよう努める。

第3 判断の基準

- 1) 判断の基準は、申立ての内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とする。
- 2) 前記判断を行うに当たっては、別表2に掲げる類型に対応した肯定的な関連資料及び周辺事情に基づいて検討する。特に、別表3に掲げる場合は、基本的に申立てを認める方向で検討するものとする。
- 3) こうした関連資料及び周辺事情がない場合においても、申立人の申立内容等に基づき、総合的に判断する。

第4 その他

- 1) 厚生年金（脱退手当金に係るものを除く。）において、申立人が事業主に保険料を納付していた事実が認められるが、国（厚生労働省）の記録には納付済とされていない場合の取扱いについては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき、事業主による保険料納付義務の履行に関する調査をした上で、あっせん案の作成を行う。
- 2) 別表1から別表3までについては、今後とも、必要に応じ追加等の見直しを行う。

(別表1)

この表に掲げる調査事項は一般的なものであり、個別事案に応じて、これら以外についても調査が必要な場合や、これらのうちの一部を省略できる場合もある。

国民年金	
調査対象	調査事項
申立人	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立てに至った経緯、申立期間の保険料の納付状況等(納付時期、場所、方法、金額、一緒に納付していたとする者の有無等) ・ 国民年金の加入及び納付状況(加入の契機、加入手続の状況、申立期間以外の保険料の納付状況) ・ 申立期間当時の生活状況、申立てを裏付ける証言を得られる関係者の有無等 <p>(収集資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金手帳及び年金手帳 ・ 預貯金通帳等 ・ 確定申告書(控)等税務関係資料 ・ 領収証書及び預り証(申立期間以外のものも含む。) ・ 家計簿等 ・ 日記及びメモ
配偶者、親族、知人等	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人の納付状況、申立期間当時の生活状況、一緒に納付していたか否か等
集金人、自治会の役員等	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人の納付状況、当時の集金実態等
市町村	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立期間当時の事務取扱等 ・ 国民健康保険の加入及び納付状況 <p>(収集資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者名簿等 ・ 戸籍謄本、住民票等 ・ 課税証明書等地方税関係資料 ・ 広報誌等
事務センター等	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立期間当時の事務取扱等 <p>(収集資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン記録 ・ 国民年金手帳記号番号払出簿 ・ 特殊台帳等
第三者委員会の先例等	<p>(確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 類似先例等の有無 ・ 申立てと近接する時期の同じ旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村における類似申立ての有無

厚生年金（脱退手当金を除く。）	
調査対象	調査事項
申立人	<p>（聴取及び確認事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立てに至った経緯、申立期間当時の勤務実態（業務内容、勤務形態、入退社の時期等）及び保険料控除の状況 ・ 健康保険被保険者証の交付の有無及び医療機関での受診状況 ・ 同様の業務又は勤務形態の同僚、前後任者、申立期間当時の状況に関する証言を得られる同僚の有無等 <p>（収集資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与明細書 ・ 源泉徴収票 ・ 確定申告書（控）等税務関係資料
事業主等	<p>（聴取及び確認事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人の勤務実態及び保険料控除の有無 ・ 申立人に係る届出及び保険料納付の有無 ・ 申立期間当時の事業所の従業員の勤務実態（勤務形態、雇用区分、常勤者数等）、厚生年金への加入状況、試用期間の有無、給与の支給実態等 <p>（収集資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生年金の被保険者に関する資料 ・ 人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等
同僚等	<p>（聴取及び確認事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人の勤務実態及び厚生年金への加入状況 ・ 申立期間当時の事業所の従業員の勤務実態（勤務形態、雇用区分、常勤者数等）、給与の支給実態等
国民健康保険組合、健康保険組合又は厚生年金基金	<p>（聴取及び確認事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人の加入状況
都道府県労働局等	<p>（聴取及び確認事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用保険の加入状況
法務局	<p>（収集資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商業登記簿の謄本
市町村	<p>（聴取及び確認事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険の加入状況 <p>（収集資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍謄本、住民票等
事務センター等	<p>（聴取及び確認事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立期間当時の事務取扱等 <p>（収集資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン記録 ・ 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿（原票）及び被保険者台帳（旧台帳）
第三者委員会の先例等	<p>（確認事項の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 類似先例等の有無 ・ 申立てと同じ事業所等に係る他の申立ての有無

脱退手当金	
調査対象	調査事項
申立人	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立てに至った経緯、脱退手当金を受給していないとする理由等(退職した経緯、退職時の現金受領の有無、事業所における退職者への慣行等) ・ 申立期間当時の年金に対する意識等(脱退手当金制度の認識、退職後の国民年金、厚生年金等への加入状況、将来の年金に対する期待又は考え方等) ・ 申立期間当時の生活状況、申立てを裏付ける証言を得られる関係者の有無等 <p>(収集資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生年金保険被保険者証及び年金手帳 ・ 国民年金手帳 ・ 退職金の支給明細書
配偶者、親族、知人等	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人から脱退手当金に関することを聞いたか否か等
事業主等	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脱退手当金に係る退職者への説明、代理請求の有無、その方法等 ・ 退職金支給の有無、その金額等 <p>(収集資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脱退手当金請求に関する資料 ・ 厚生年金の被保険者に関する資料 ・ 人事記録、退職金支給調書、退職金支給規程等
同僚等	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所における脱退手当金の代理請求の有無、その方法等
厚生年金基金	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金規約上の脱退一時金の支給規定の有無、申立人に対する支給の有無等
市町村	<p>(収集資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍謄本、住民票等
事務センター等	<p>(聴取及び確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立期間当時の事務取扱等 <p>(収集資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン記録 ・ 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿(原票)及び被保険者台帳(旧台帳) ・ 脱退手当金裁定請求書等支給に関する資料 ・ 国民年金手帳記号番号払出簿
第三者委員会の先例等	<p>(確認事項の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 類似先例等の有無 ・ 申立てと同じ事業所等に係る他の申立ての有無

(別表2)

この表に掲げる関連資料及び周辺事情は例示であり、個別事案に応じて、考慮すべき他の関連資料及び周辺事情が加わることがあり得る。

国民年金	
保険料納付の有無	<p>(肯定的な関連資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 申立期間中も、納付済期間と同様に、同一預貯金口座から、保険料に相当する金額の口座引落としがある。・ 確定申告書(控)等税務関係資料に、納付したとする保険料に相当する金額が記載されている。・ 当時の家計簿等に、納付したとする日付及び保険料に相当する金額が記載されている。 <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 申立期間の回数が、少数にとどまる。・ 申立期間が短期間である。・ 申立期間以外の残余の期間は納付済みである。・ 申立期間が含まれる年度について、申立期間以外の残余の期間は納付している等本来特殊台帳が保存される必要があるにもかかわらず、特殊台帳が存在しない。・ 申立期間中、配偶者等の同居の親族は納付している。・ 納付組織等集金関係者の証言により、申立てがなされた当時の集金の実態が確認できる。・ 申立期間に近接する時期につき、申立人の記録が未納又は未加入から納付済みに訂正されたことが確認できる。・ 申立人が申立期間の保険料を納付したことを裏付ける関係者の証言がある。・ 加入又は納付の手続を行ったとする市町村役場の支所、出張所等において、当時、これらの手続が行われていたことが確認できる。・ 国民年金と厚生年金の切替えに伴い、国民年金の資格得喪手続を適切に行っている。・ 国民年金の加入と同時期に加入したとする国民健康保険について、国民年金に加入したと申し立てている時期に加入手続が行われており、その加入日が国民年金の資格取得日と同一である。・ 近接する時期に生じた類似内容の申立てが当該旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村に散見される。

<p>特例納付保険料の納付の有無</p>	<p>(肯定的な関連資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例納付を行ったとする時期に、納付したとする保険料に相当する金額が預貯金口座から出金されている。 ・ 確定申告書(控)等税務関係資料に、納付したとする保険料に相当する金額が記載されている。 ・ 当時の家計簿等に、特例納付を行ったとする日付及び保険料に相当する金額が記載されている。 <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例納付を行ったとする時期は納付できる期間内である。 ・ 特例納付で納付したとする金額は、実際に申立期間について納付した場合に必要な金額におおむね一致している。 ・ 特例納付を行ったとする時期において、申立期間は強制加入期間と記録されていた。 ・ 特例納付を行ったとする時期以後は、未納期間が存在しない。 ・ 特例納付を行ったとする場所は、当時納付できる場所であった。 ・ 申立人が申立期間の保険料を特例納付で納付したことを裏付ける関係者の証言がある。 ・ 申立人が特例納付できることを知ったとする広報誌等に特例納付に係る記事が掲載されている。 ・ 近接する時期に生じた類似内容の申立てが当該旧社会保険事務所(年金事務所)又は市町村に散見される。
----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

厚生年金（脱退手当金を除く。）	
<p>加入期間の相違 全部記録なし（適用事業所あり） （注1）</p>	<p>○ 事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪の届出をしていたか。</p> <p>（肯定的な関連資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所で適切な資格得喪に係る届出書等が確認できる。 ・ 申立人に係る健康保険又は厚生年金基金の記録により、申立期間に係る届出が行われていたことが確認できる。 ・ 事業主が納付した保険料の領収証書等により、申立人に係る保険料が納付されたことが確認できる。 <p>（肯定的な周辺事情の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先の社会保険労務士等が保管する被保険者台帳等により、申立期間に対応する資格得喪が確認できる。 ・ 申立期間に近接する時期において、国（厚生労働省）の記録に誤りがあり、記録が訂正された経緯がある。 ・ さかのぼって従業員の資格喪失日等に係る記録の訂正を行う等、旧社会保険事務所（年金事務所）が事業所の実態とは異なる処理を行ったと考えられる事実が確認できる。 ・ 申立人の資格喪失日の後に標準報酬月額の設定の記録がある場合等、申立人に係る国（厚生労働省）の記録から、旧社会保険事務所（年金事務所）が処理を誤ったと考えられる事実が確認できる。 <p>○ 申立人が、申立期間において、保険料が控除されていたか。</p> <p>（肯定的な関連資料の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与明細書、賃金台帳等により、保険料控除が確認できる。 <p>（肯定的な周辺事情の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険、雇用保険、厚生年金基金等関連制度の記録において、申立期間に対応する加入実態が確認できる。 ・ 申立期間において保険料が控除されていたとする事業主、同僚等の証言がある。 ・ 申立人と同時期に入社し、同種の業務を行っていた同僚に、申立期間に対応した加入記録が確認できる。 ・ 申立期間に勤務していた同僚のおおむね全員に、申立期間に対応した加入記録が確認できる。 ・ 事業主、同僚の証言等により、申立人の勤務形態及び業務内容は勤務期間中変更がないことが確認できる。 ・ 同一企業等における転勤又は異動に伴って、資格喪失日と資格取得日の間に空白期間が生じたと考えられる場合で、人事記録等により、当該空白期間において、申立人が継続して当該企業等に勤務していたことが確認できる。

<p>全部記録なし(適用事業所なし) (注2)</p>	<p>○ 事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪の届出をしていたか。</p> <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さかのぼって事業所の新規適用日に係る記録の訂正を行う等、旧社会保険事務所(年金事務所)が事業所の実態とは異なる処理を行ったと考えられる事実が確認できる。 <p>○ 申立人が、申立期間において、保険料が控除され、かつ、当該事業所が適用要件を満たしていたか。</p> <p>(肯定的な関連資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与明細書、賃金台帳等により、保険料控除が確認できる。
<p>標準報酬月額等の相違(注3)</p>	<p>○ 事業主が、申立期間において、適切な標準報酬月額等に係る届出をしていたか。</p> <p>(肯定的な関連資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所で適切な標準報酬月額等に係る届出書等が確認できる。 ・ 申立人に係る健康保険又は厚生年金基金の記録により、申立てに係る標準報酬月額等の届出が行われていたことが確認できる。 ・ 事業主が納付した保険料の領収証書等により、申立てに係る標準報酬月額等に対応した保険料が納付されたことが確認できる。 <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先の社会保険労務士等が保管する被保険者台帳等により、申立てがなされた標準報酬月額等が確認できる。 ・ 申立期間に近接する時期において、国(厚生労働省)の記録に誤りがあり、記録が訂正された経緯がある。 ・ さかのぼって従業員の標準報酬月額等に係る記録の訂正を行う等、旧社会保険事務所(年金事務所)が事業所の実態とは異なる処理を行ったと考えられる事実が確認できる。 <p>○ 申立人が、申立期間において、申立てに係る標準報酬月額等に対応した保険料が控除されていたか。</p> <p>(肯定的な関連資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与明細書、賃金台帳等により、申立てに係る標準報酬月額等に対応した保険料控除が確認できる。 <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事記録、事業主の証言等により、申立てに対応する給与額の支給等が確認できる。 ・ 健康保険、雇用保険、厚生年金基金等関連制度の記録により、申立てに対応する給与額の支給が確認できる。 ・ 同僚の給与明細書等により、当該同僚に標準報酬月額等に基づく保険料を上回る保険料の控除が確認できる。

脱退手当金	
脱退手当金の受給の有無	<p>○ 申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたとは考え難い事情</p> <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格喪失後おおむね1年程度を超えて、脱退手当金の支給決定がなされている。 ・ 同時期に退職した脱退手当金の受給要件を満たす同僚の大部分に脱退手当金の支給記録がない。 ・ 事業主、同僚等の証言により、当時、当該事業所では、脱退手当金の代理請求を行っていなかったことが確認できる。 <p>○ 申立人本人が請求したとは考え難い事情</p> <p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脱退手当金の支給決定がなされた日より前の厚生年金の被保険者期間の一部が、脱退手当金の計算の基礎とされておらず、未支給となっている。 ・ 婚姻等による改姓後おおむね6か月程度を超えて脱退手当金の支給決定がなされているが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿(原票)等において、申立人の姓は改姓されていない。 ・ 脱退手当金の支給決定がなされた当時又はその後間もなく国民年金、厚生年金等に参加し、かつ、国民年金については、保険料を納付している。 ・ 申立人が、将来の年金受給を期待し、脱退手当金を受給するつもりはないと話していたなど、脱退手当金の支給を疑わせる関係者の証言がある。 <p>○ 事務処理上、脱退手当金の支給を疑わせる事情</p> <p>(肯定的な関連資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定がなされた当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない。 ・ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定後に再交付された厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がない(当該被保険者証を再交付した旧社会保険事務所(年金事務所)において、一般的には、脱退手当金の支給を示す表示をしない取扱いであったと確認できる場合を除く。)

	<p>(肯定的な周辺事情の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、申立人の被保険者記録の性別が男性とされている。 ・ 異なる被保険者台帳記号番号で管理されていた複数の厚生年金の被保険者期間を対象として脱退手当金が支給されているが、当該脱退手当金の支給決定がなされた当時、これら複数の被保険者記号番号の重複取消処理が行われていない。 ・ 支給決定がなされた脱退手当金の額が、本来支給すべき額と相当程度異なっている。 ・ 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、被保険者名簿（原票）等の氏名又は生年月日が申立人のものと異なっている。 ・ 脱退手当金の支給記録がある同僚の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿又は被保険者名簿（原票）には、脱退手当金を支給したことを示す表示があるが、申立人に係るもののみ、その表示がない。 ・ 当時、脱退手当金を裁定するには被保険者台帳（旧台帳）の記録の回答を受ける必要があるにもかかわらず、当該台帳に回答した表示がない。
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注1) 当該事業所は適用事業所であるが、当該申立人の在籍期間中の年金記録が国（厚生労働省）に全く残されていないケースである。

(注2) 当該事業所は適用事業所の届出を行っておらず、当該申立人の在籍期間中の年金記録が国（厚生労働省）に全く残されていないケースである。

(注3) 当該申立人が申し立てる標準報酬月額等が国（厚生労働省）の年金記録と異なっているケースである。

(別表3)

国民年金	
保険料納付の有無	<p>○ 申立期間の保険料を納付していたものと認める方向で検討するもの（制度上納付が困難な事情があるもの、申立期間の全部若しくは一部が平成9年1月以降であるもの又は他の関連資料若しくは周辺事情から、保険料を納付していなかったことが相当程度うかがわれるものを除く。）</p> <p>別表2に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ 申立期間中も、納付済期間と同様に、同一預貯金口座から、保険料に相当する金額の口座引落としがあるもの・ 確定申告書（控）等税務関係資料に、納付したとする保険料に相当する金額が記載されているもの・ 当時の家計簿等に、納付したとする日付及び保険料に相当する金額が記載されているもの・ 申立期間が含まれる年度について、申立期間以外の残余の期間は納付している等本来特殊台帳が保存される必要があるにもかかわらず、特殊台帳が存在しないもの・ 申立期間が1年以下であるもの・ 申立期間がおおむね2年程度に満たず、かつ、次のいずれかの肯定的な周辺事情を有するもの<ul style="list-style-type: none">ア 申立期間中、配偶者が保険料を納付済みであり、かつ、申立期間に近接する時期に、申立人と配偶者が同一年月に納付していることが確認できるものイ 申立期間に近接する時期につき、申立人の記録が未納又は未加入から納付済みに訂正されたことが確認できるものウ 申立期間の回数が1回、前後の時期は保険料を納付済みであり、かつ、申立期間以外の残余の期間は納付済みであるもの
特例納付保険料の納付の有無	<p>○ 申立期間の保険料を納付していたものと認める方向で検討するもの（制度上納付が困難な事情があるもの又は他の関連資料若しくは周辺事情から、保険料を納付していなかったことが相当程度うかがわれるものを除く。）</p> <p>別表2に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ 確定申告書（控）等税務関係資料に、納付したとする保険料に相当する金額が記載されているもの・ 当時の家計簿等に、特例納付を行ったとする日付及び保険料に相当する金額が記載されているもの

厚生年金（脱退手当金を除く。）	
<p>加入期間の相違 全部記録なし （適用事業所あり） 標準報酬月額等の相違</p>	<p>○ 事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪又は標準報酬月額等に係る届出をしていたと認める方向で検討するもの（他の関連資料又は周辺事情から、事業主が、申立期間に関し、適切な資格得喪等の届出をしていなかったことが相当程度うかがわれるものを除く。）</p> <p>別表2に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所で適切な資格得喪、標準報酬月額等に係る届出書等が確認できるもの ・ 申立人に係る健康保険又は厚生年金基金の記録により、申立てに係る届出が行われていたことが確認できるもの（旧社会保険事務所（年金事務所）への届出書と当該関連制度への届出書に一体性があると確認できる場合に限る。） ・ 事業主が納付した保険料の領収証書等により、申立てに係る保険料が納付されたことが確認できるもの ・ さかのぼって従業員の資格喪失日等に係る記録の訂正を行う等、旧社会保険事務所（年金事務所）が事業所の実態とは異なる処理を行ったと考えられる事実が確認できるもの ・ 申立人の資格喪失日の後に標準報酬月額等の改定の記録がある場合等、申立人に係る国（厚生労働省）の記録から、旧社会保険事務所（年金事務所）が処理を誤ったと考えられる事実が確認できるもの <p>○ 申立人が、申立期間において、保険料が控除されていたと認める方向で検討するもの（他の関連資料又は周辺事情から、保険料が控除されていなかったことが相当程度うかがわれるものを除く。）</p> <p>別表2に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与明細書、賃金台帳等により、申立てに係る保険料控除が確認できるもの ・ 健康保険又は厚生年金基金の記録により、申立てに係る保険料控除が確認できるもの ・ 同一企業等における転勤又は異動に伴って、資格喪失日と資格取得日の間に空白期間が生じたと考えられる場合で、人事記録等により、当該空白期間において、申立人が継続して当該企業等に勤務していたことが確認できるもの

脱退手当金	
脱退手当金の受給の有無	<p>○ 脱退手当金を受給していないものと認める方向で検討するもの（他の関連資料又は周辺事情から、脱退手当金を受給していたことが相当程度うかがわれるものを除く。）</p> <p>別表2に掲げる肯定的な関連資料又は周辺事情を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定がなされた当時発行済みの厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がないもの ・ 申立人が所持する脱退手当金の支給決定後に再交付された厚生年金保険被保険者証に、脱退手当金を支給したことを示す表示がないもの（当該被保険者証を再交付した旧社会保険事務所（年金事務所）において、一般的には、脱退手当金の支給を示す表示をしない取扱いであったと確認できるものを除く。） ・ 脱退手当金の支給決定がなされた当時の制度では、男性には脱退手当金の受給権がないにもかかわらず、申立人の被保険者記録の性別が男性とされているもの ・ 異なる被保険者台帳記号番号で管理されていた複数の厚生年金の被保険者期間を対象として脱退手当金が支給されているが、当該脱退手当金の支給決定がなされた当時、これら複数の被保険者記号番号の重複取消処理が行われていないもの ・ 別表2記載の申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたとは考え難い事情及び申立人本人が請求したとは考え難い事情のいずれもあるもの ・ 別表2記載の申立人本人が請求したとは考え難い事情が複数あるもの

年金記録確認第三者委員会の体制

【審議チーム】

〔平成19年 7月25日現在〕 〔平成20年 1月15日現在〕 〔平成21年 4月1日現在〕 〔平成22年 4月1日現在〕 〔平成23年 4月1日現在〕
 54人 ⇨ 118人 ⇨ 約200人 ⇨ 約240人 ⇨ 約230人 ⇨ 約230人
 (+64人) (+約80人) (+約40人)

【委員数】

〔平成19年 7月12日現在〕 〔平成20年 1月15日現在〕 〔平成21年 4月1日現在〕 〔平成22年 4月1日現在〕 〔平成23年 4月1日現在〕
 338人 ⇨ 538人 ⇨ 約905人 ⇨ 950人 ⇨ 939人 ⇨ 938人
 (+200人) (+約360人) (+約30人)

【事務局体制】

〔平成19年 7月12日現在〕 〔平成20年 2月1日現在〕 〔平成21年 4月1日現在〕 〔平成22年 4月1日現在〕 〔平成23年 4月1日現在〕
 459人 ⇨ 896人 ⇨ 約2,000人 ⇨ 約2,200人 ⇨ 約2,200人 ⇨ 約1,900人
 (+437人) (+約1,100人) (+約200人)

(非常勤職員の人数は、常勤職員の勤務時間(週40時間)により換算)

資料Ⅱ－３

申立て受付件数の推移

(単位:件)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年4月
年金事務所等における申立て受付件数	50,752	49,807	60,373	59,879	2,838
1週当たり平均受付件数	1,586	958	1,161	1,152	710
(累計) ※平成19～22年度は各年度末時点 平成23年4月は月末時点	50,752	100,559	160,932	220,811	223,649

注1: 日本年金機構からのデータを基に作成した。

注2: 1週当たり平均受付件数については、平成19年度については、同年7月に地方委員会が発足し受付を開始して以降の週数を32週として、20～22年度については52週として、23年4月は4週としてそれぞれ計算した。

注3: 平成23年4月の受付件数については、速報値である。

資料Ⅱ－４

申立ての受付から処理が終わるまでの期間の推移

(単位:日)

調査時点	平成21年2月3日	平成21年4月28日	平成22年3月9日	平成22年9月14日	平成23年3月8日
年金事務所等で申立てを受け付けてから 第三者委員会で処理を終えるまでに要した日数	312.7	235.1	186.8	205.2	163.3
うち、年金事務所等で申立てを受け付けてから 第三者委員会へ転送するまでに要した日数	81.7	63.4	39.2	60.9	33.1
うち、第三者委員会に転送されてから、 処理が終わるまでに要した日数	231.0	171.7	147.6	144.3	130.2

注: 全国の地方委員会において、一定日(平成21年2月3日、同4月28日、22年3月9日、同9月14日、同12月21日、23年3月8日の6回)までに処理を終えた事案のうち、直近のものからさかのぼって、国民年金に係るあつせん事案及び訂正不要事案、厚生年金に係るあつせん事案及び訂正不要事案をそれぞれ5件ずつ(計20件)をサンプルとして抽出し、①年金事務所等で申立人から確認申立書を受け付けてから処理を終えるまでに要した期間の平均、②各年金事務センターから転送された事案を各地方委員会で受け付けてから処理を終えるまでに要した期間の平均を調査した結果である。

各年度末時点における事案処理の状況

(単位:件)

(時点)	平成19年度末 (平成20年3月28日)	平成20年度末 (平成21年3月31日)	平成21年度末 (平成22年3月30日)	平成22年度末 (平成23年3月29日)	23年5月末 (平成23年5月31日)
受付件数(累計) (①)	47,400	97,341	157,591	218,874	225,405
処理件数(累計) (②)	5,796	61,601	122,505	191,261	201,481
第三者委員会で処理	5,796	59,538	116,915	179,420	188,508
あっせん	2,397	22,765	50,327	80,708	85,237
訂正不要	2,938	34,114	61,070	89,949	94,041
取下げ等	461	2,659	5,518	8,763	9,230
年金事務所段階で処理	(※)	2,063	5,590	11,841	12,973
記録回復	-	545	1,732	3,907	4,553
取下げ等	-	1,518	3,858	7,934	8,420
当該年度の処理件数	5,796	53,742	57,377	62,505	-
1月当たり平均処理件数	681.9	4,478.5	4,781.4	5,208.8	-
未処理件数 (①－②)	41,604	35,740	35,086	27,613	23,924
処理率 (②／①)	12.2%	63.3%	77.7%	87.4%	89.4%

※ 社会保険事務所段階での処理件数が不明のため記載していない。このため、平成19年度末時点の処理率は、第三者委員会で処理した件数を受付件数で除したものとなっている。

注1: 当該時点に総務省が公表した資料に基づく数値である。

注2: 平成19年度末時点における1月当たり平均処理件数は、同年7月に地方委員会が発足し受付を開始して以降の20年3月までを8.5か月として算出した。

第三者委員会が設置された後（平成19年6月22日以降）に記録された新しい厚生年金の年金記録に係る申立事案等の状況

1 新しい年金記録（年金記録確認第三者委員会が設置された平成19年6月22日以降の期間に係る年金記録をいう。）に係る申立ての状況

[本報告書本文 p. 9～10]

	厚生年金事案	国民年金事案	合計
申立件数（比率）	7,848件（98.4%）	126件（1.6%）	7,974件
うち処理済件数	5,754件	64件	5,818件
うちあっせん件数 （あっせん率）	5,574件 （96.9%）	5件 （7.8%）	5,579件

(注) 1 平成23年5月31日時点において第三者委員会情報共有システムに登録された件数である。
2 国民年金事案のあっせん件数5件については、確定申告書で保険料納付が確認できたことなどから、あっせんと判断されたものである。

2 新しい厚生年金の年金記録（年金記録確認第三者委員会が設置された平成19年6月22日以降の期間に係る厚生年金の年金記録をいう。以下同じ。）に係る申立ての状況

[本報告書本文 p. 9～10]

事 案	事案件数
平成19年6月22日以降の申立期間を含む事案	7,848件
うち平成20年1月1日以降の申立期間を含む事案	2,584件
うち平成21年1月1日以降の申立期間を含む事案	217件
うち平成22年1月1日以降の申立期間を含む事案	58件

(注) 平成23年5月31日時点において第三者委員会情報共有システムに処理済として登録された件数である。

3 新しい厚生年金の年金記録に係る申立てのうち、記録訂正をあっせんされた事案の申立類型別の内容

[本報告書本文 p. 11]

申立類型等	あっせん件数	あっせん率	処理済件数
全体	5,574件	96.9%	5,754件
標準賞与額相違	5,089件	99.6%	5,112件
賞与届の届出漏れ	4,636件		
賞与額の誤り	351件		
内容不詳	102件		
標準報酬月額相違	809件	86.5%	935件
社会保険料逃れのために意図的に低い報酬額を届け出た	295件		
算定基礎届等の届出漏れ	248件		
報酬額の届出誤り	126件		
報酬の範囲の誤解による報酬額誤り	28件		
内容不詳	112件		

被保険者期間相違	83 件	58.9%	141 件
月末退職等により月初日を資格喪失日として届け出るべきところ、月末日を資格喪失日として届け出た	34 件		
社会保険料逃れのための意図的な資格取得届の届出漏れ	15 件		
雇用形態の変更時に誤って資格喪失届を提出した	2 件		
誤解による資格取得届の届出漏れ	1 件		
取得届の提出が数ヶ月遅れ、提出日を資格取得日として届け出た	1 件		
内容不詳	30 件		
事業所が厚生年金の適用を受けていない	1 件	11.1%	9 件

(注) 平成 23 年 5 月 31 日時点において、第三者委員会情報共有システムに処理済として登録された件数である。同一事案中に複数の申立期間がある場合には、各期間の申立類型ごとに 1 件として計上しているため、全体の件数と各申立類型の件数合計は一致しない。あっせん件数には一部認容の件数を含む。「内容不詳」には、第三者委員会情報共有システムに登録された情報だけでは事案の内容を詳しく把握できないため、分類が困難なものをまとめている。

4 厚生年金保険料の徴収権の消滅時効（2 年間）が成立していない申立期間を含む申立事案の状況

[本報告書本文 p. 14]

累計 505 件

(内訳) 標準報酬相違事案(標準賞与額相違事案を含む。) 467 件

被保険者期間相違事案 39 件

(注) 平成 23 年 5 月 31 日時点の件数。内訳には 2 つの類型を含む事案 1 件を重複計上している。

5 厚生年金のこれまでの処理済事案における標準報酬月額・標準賞与額相違事案の件数

[本報告書本文 p. 14]

申立類型	処理済件数	うち あっせん件数 (カッコ内はあっせん率)
全体	99,950 件	55,117 件 (55.1%)
標準報酬月額相違	15,634 件	10,646 件 (68.1%)
標準賞与額相違	23,625 件	23,402 件 (99.1%)
被保険者期間相違	64,060 件	24,194 件 (37.8%)
うち転勤に伴う被保険者期間相違	9,615 件	9,059 件 (94.2%)
事業所が厚生年金の適用を受けていない	7,564 件	681 件 (9.0%)
その他	1,837 件	639 件 (34.8%)

(注) 平成 23 年 5 月 31 日時点において、第三者委員会情報共有システムに処理済として登録された件数であり、実際の処理済件数とは一致しない。同一事案中に複数の申立期間がある場合には、各期間の申立類型ごとに 1 件として計上しているため、全体の件数と各申立類型の件数合計は一致しない。あっせん件数には一部認容の件数を含む。